



(裏)

(添付書類 (添付したものに☑) )

- 妊孕性温存治療実施証明書 (様式第4号) (写し可。ただし、実施要領第4条第2項に該当する場合に限る。)
- 原疾患治療実施証明書 (様式第5号) (写し可。ただし、実施要領第4条第2項に該当する場合に限る。)
- 住民票 (発行から3か月以内であり、個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの。対象者が未成年である場合は、対象者のものに加え、申請者本人のもので申請者が法定代理人であること (続柄) が分かるもの。) (写し可。ただし、実施要領第4条第2項に該当する場合に限る。)
- 夫及び妻の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書 (届出をしており、かつ胚 (受精卵) 凍結に係る治療をした場合に限る。) (写し可。ただし、実施要領第4条第2項に該当する場合に限る。)
- 事実婚関係に関する申立書 (様式第6号) (届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあり、かつ胚 (受精卵) 凍結に係る治療をした場合に限る。) (写し可。ただし、実施要領第4条第2項に該当する場合に限る。)
- 親権者または未成年後見人であることを証明する書類 (親権者又は未成年後見人が確認できる戸籍謄本等。ただし、補助対象者が未成年者の場合に限る。) (写し可。ただし、実施要領第4条第2項に該当する場合に限る。)
- 振込口座通帳の写し (名義人、口座番号、金融機関名、支店名の分かるページ)

◎ 注意事項

- ※ 補助金交付の可否は、文書で通知します。
- ※ 書類に不備がある場合、補助金を交付できないことがありますので、ご注意ください。
- ※ 補助の対象は、妊孕性温存治療及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用です。ただし、入院室料 (差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- ※ 本事業は、妊孕性温存治療に要する費用を申請に基づき補助するものであり、がん治療及び妊孕性温存治療、妊孕性温存治療後の妊娠等、その医療の内容について県・市町が保証し、又は責任を負うものではありません。

◎ 個人情報の取扱いについて

得られた個人情報は、補助金の交付事務以外には使用しません。また、厳重に管理し、漏えい、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を行います。

なお、個人情報を加工した匿名加工情報として、県・市町のがん対策の推進に必要な用途 (施策の立案や調査及び分析等) に活用することがあります。